

郡内織物を活用した産地プロモーションツール作成業務委託仕様書

1 委託業務名

郡内織物を活用した産地プロモーションツール作成業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年2月28日(土)まで

3 業務目的

産地招聘やマッチングイベントでは接触が難しいテキスタイル業界のスペシャリストやトップデザイナーをターゲットに、郡内織物の技術や特徴を十二分に盛り込んだ産地プロモーションツールを作成し、ターゲットと地場産業事業者を結びつけることを目的とする。

また、国内外 BtoC 向けプロモーションツール（「郡内織物を活用した産地プロモーションツール」簡易版パンフレット）を作成することにより、多角的なブランドプロモーションを行うことを目的としている。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

実務実施の詳細については、この仕様書及び企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。また業務の進捗状況等に応じて必要がある場合は、その具体的な内容及び実務手法を調整する。

受託事業者は、目標達成のために必要な事項について山梨県と協議の上、業務を実施すること。

(1) 郡内織物を活用した産地プロモーションツールの作成

受託事業者は、産地招聘やマッチングイベントでは接触が難しいテキスタイル業界のスペシャリストやトップデザイナーをターゲットに、郡内織物を活用した産地プロモーションツールを作成すること。なお、作成にあたっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- ①プロモーションツールは、原則として生地見本帳の体裁をとること。
- ②使用言語は日本語及び英語とし、日英併記とすること。
- ③100部作成すること。

- ④郡内産地の歴史、特徴、生産工程について触れること。
- ⑤山梨県産業技術センター（富士技術支援センター）の郡内産地に対する支援体制や取り組みについて触れること。
- ⑥使用する生地は山梨県郡内地域（富士吉田市・西桂町・都留市・大月市等）で生産されたものを使用すること。
- ⑦使用する生地は山梨県郡内地域の企業等10事業者以上から購入または提供を受けること。また、購入または提供を受けた事業者から生地の附帯情報を収集すること。
- ⑧使用する生地は裏地・服地・傘地・ネクタイ地・インテリア地等多品種使用すること。ただし、その使用割合については、県と協議するものとする。
- ⑨使用する生地の枚数に制限は設けないが、可能な限り多数使用することにより、ターゲットに郡内織物の活用を想起させること。
- ⑩デジタル技術を活用すること。
- ⑪その他ターゲットに郡内織物の活用を想起させるような工夫を施すこと。

（2）国内外 BtoC 向けプロモーションツールの作成

受託事業者は、国内外 BtoC 向けプロモーションツール（「郡内織物を活用した産地プロモーションツール」簡易版パンフレット）を作成すること。なお、作成にあたっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- ①使用言語は日本語、英語及び中国語（または韓国語）とし、日英中（韓）3か国語併記とするか、日英併記・日中（韓）併記とすること。
- ②中国語または韓国語のどちらを使用するかは別途受託事業者と協議するものとするが、中国語を使用する場合は繁体字を使用すること。
- ③日英中（韓）3か国語併記の場合は500部以上、日英併記・日中（韓）併記の場合はそれぞれ250部以上作成すること。
- ④生地画像を多数使用する、事業者情報へアクセス可能な導線を確保するなど、BtoB 向け要素も可能な限り盛り込み、郡内織物アジア販路確立支援事業やその他マッチングイベントの商材として使用できるものとする。

（3）郡内織物を活用した産地プロモーションツールの配布

受託事業者は、（1）で作成したプロモーションツールの有効な配布先・配布方法について提案し、配布すること。ただし、最終的な配布先・配布方法については県と協議した上で決定するものとする。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、業務完了報告書を県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ① 委託業務により作成された撮影素材等の成果物一式及び業務中に作成した資料一式の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとし、県はホームページやY o u T u b e、S N S等に随時使用、複製できるものとする。
- ② 成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物（当該著作物を改変したものも含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、山梨県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- ③ 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、契約後速やかに事業計画書を県に提出し、事業内容やスケジュールについて承認を得ること。
- (3) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。なお、協議内容については、受託事業者において記録簿を作成すること。
- (5) 委託業務より知り得た業務上の秘密は、委託期間にかかわらず第三者に漏らしはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、または第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務

の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。

- (2) 本業務委託仕様書に明示なき事項が生じた場合は、県と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。
- (3) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。